大津市大石富川地区の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第 5 項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和3年7月20日

滋賀県流域治水推進審議会会長

議第1号

大津市大石富川地区の浸水警戒区域の指定について

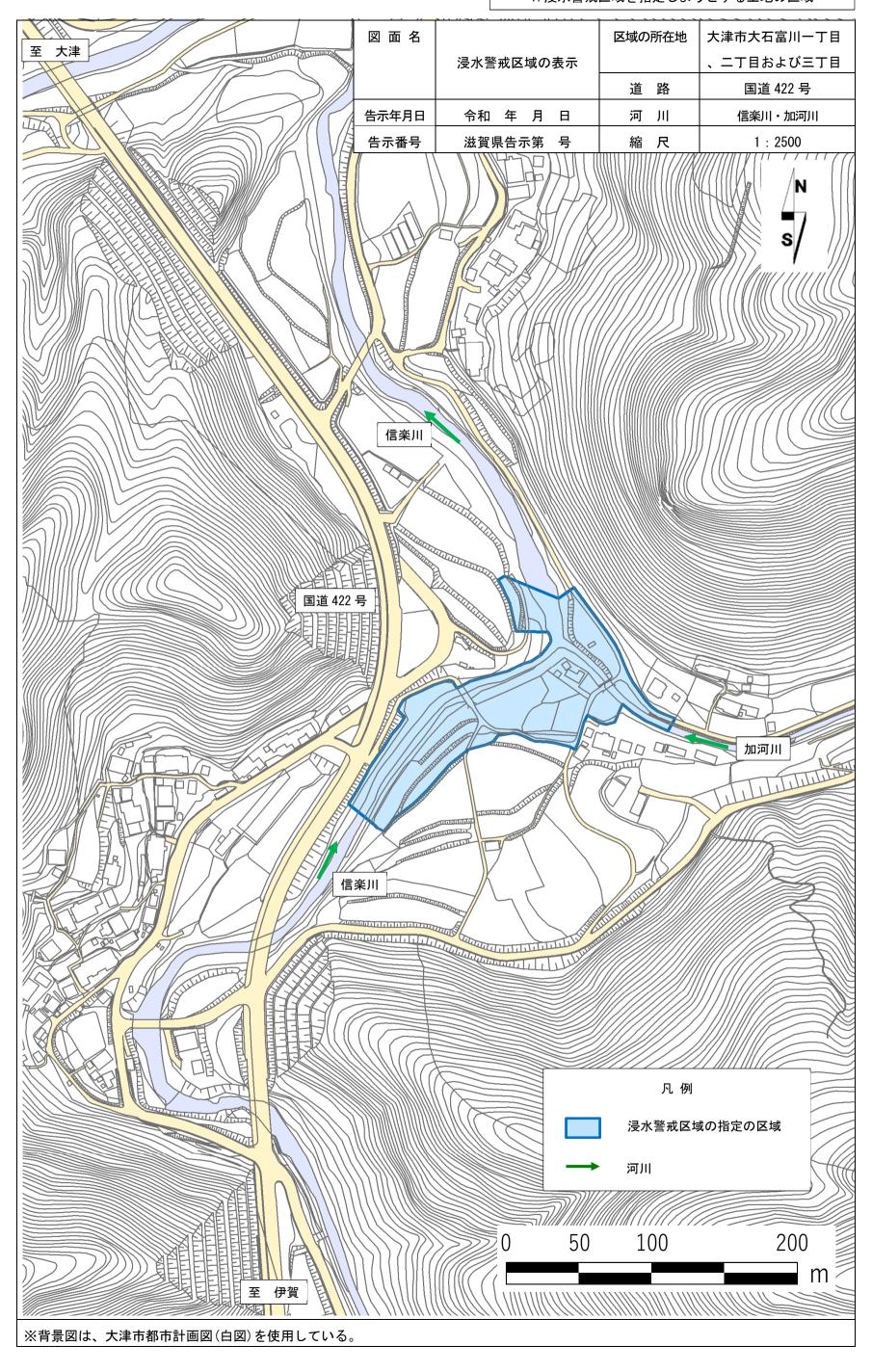
- 1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
- 2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
- 3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
- 4. 大津市長の意見

【説明資料】

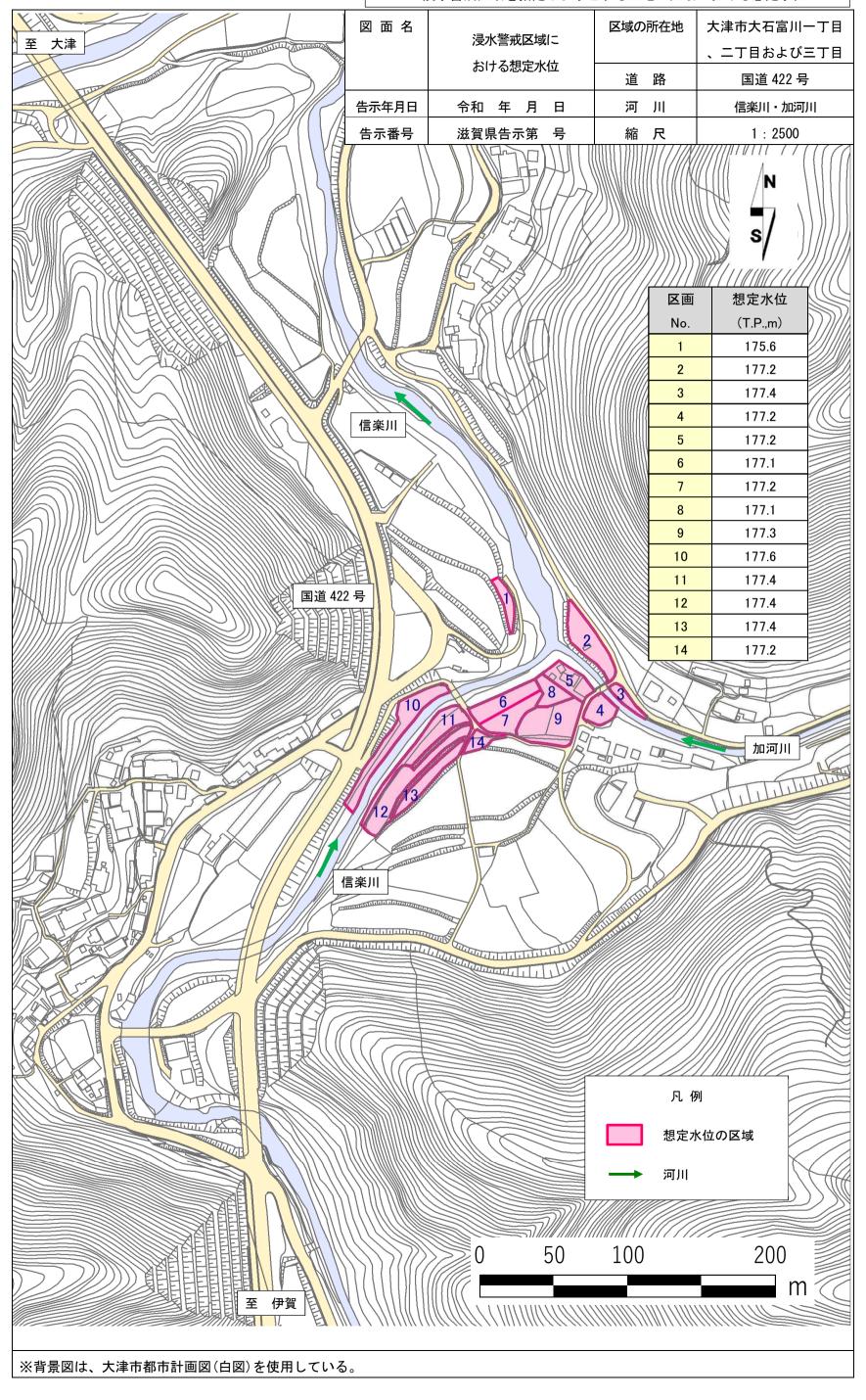
- ① 大津市大石富川地区での取組状況について
- ② 大津市大石富川地区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版
- ③ 水害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域に関する概要説明
- ④ 大津市大石富川地区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画



1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域



2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位



	(縦覧期間:令和3年6月8日~6月21日)
意見なし	
4. 大津市長の意見	(回答:令和3年7月7日付け大総危第50号)
	(回答:令和3年7月7日付け大総危第50号)
4. 大津市長の意見 「別紙のとおり」	(回答:令和3年7月7日付け大総危第50号)
	(回答:令和3年7月7日付け大総危第50号)

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

大総危第 5 0 号 令和 3 年 7 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市長 佐藤 健市

健和八十二

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の 指定に関する意見照会について(回答)

平素は、本市の防災行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、令和3年6月22日付け滋流政第77号で照会のありました滋賀県流域治水の推 進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見につきましては、下記のとおり 回答いたします。

記

意見はありません。指定後も、市民の安心、安全の確保に向けて、これまでと同様に地域住民へ丁寧に説明していただきながら、ソフト面とハード面が一体となった流域治水対策について、引き続き取組の実施をお願いいたします。

大津市総務部危機·防災対策課

担当:森

電話:528-2616